

「青少年発明クラブ活動強化及び普及啓発事業」業務委託 仕様書

1 委託業務名

「青少年発明クラブ活動強化及び普及啓発事業」業務委託

2 業務目的

愛知県では、(一社)愛知県発明協会と連携し、モノづくりや科学技術への理解を深めた創造性豊かな人材の育成を目指して、県内への青少年発明クラブ(※)(以下、「発明クラブ」)の活性化支援に取り組んでいる。

現在、本県では、全国一の27の発明クラブが設置され、約4千名の小中学生が参加するなど、全国で最も発明クラブの活動が活発な地域である。

本事業を通じて、次代を担う科学技術人材育成の場となっている発明クラブの活動基盤の強化を図るため、指導員向け研修会の実施や新たな競技の実施に向けた企画立案を行う。また、発明クラブの普及啓発のため、発明クラブ未設置地域に対して発明クラブの設立促進、認知度向上を図り、県全体の発明クラブの機運醸成を目指す。

※県内の青少年発明クラブについては、以下のWebサイトを参照

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/aichi-hatsumei-club.html>

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

4 業務内容

(1) 指導員向け研修会の開催

既存発明クラブの活動基盤の強化を図るため、発明クラブの指導員向け研修会を開催する。

開催概要

開催時期：令和5年11月から令和6年2月までの期間のうち2回開催

開催場所：尾張地区・西三河地区にて各1回ずつ開催

参加者：県内発明クラブ指導員(各発明クラブ1~2名程度)

- ・ 県内の発明クラブに所属する指導員を対象に、スキル向上のための研修会を企画し、開催すること。なお、研修の内容については、県と協議を行い、決定すること。
- ・ 外部講師を1名選定すること。
- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。

- ・ 研修で使用する教材を手配し、あわせて必要となるテキストを準備すること。
- ・ 研修に参加するクラブ指導員には、所属発明クラブ本部から会場までの往復の交通費を手当てすること。
- ・ 会場は、50名以上収容でき、交通の利便性が良い会場を選定し、申込み、会場使用料の支払い等の手続きを行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議の上、決定すること。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、研修会終了後は速やかに撤去を行うこと。
- ・ 参加者の募集、受付、管理及び問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ イベントに必要な運営スタッフ（参加者の受付、案内等）を手配し、管理すること。
- ・ イベント開催にあたって生じた傷害、損害に備え、保険に加入すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。なお、アンケート項目は県と調整すること。
- ・ 記録用写真を撮影すること。

(2) 新たな競技の実施に向けた企画立案

発明クラブの活動の活性化を図るため、全国の発明クラブが参加する新たな競技会を愛知県内で開催すべく、新たな競技の内容やルール、運営方法などを検討し企画書を作成する。

検討にあたっては、(公社)発明協会や、発明クラブ関係者（愛知県以外に発明クラブ数の多い都道府県も複数含むこと）等をメンバーとする検討会を設立し、3回程度開催する。メンバーは提案すること。

- ・ 発明クラブの新たな競技会を開催できるような、実現可能性の高い企画書を作成すること。なお、企画書の内容については、県及び検討会で協議し、決定すること。
- ・ 企画書作成に向けて、検討会を企画し、開催すること。なお、検討会の内容については、県と協議を行い、決定すること。
- ・ 検討会で必要となる資料等を準備すること。
- ・ 検討会に参加するクラブ関係者には、所属発明クラブ本部から会場までの往復の交通費を手当てすること（リモートも可）。
- ・ 検討会の会場は、交通の利便性が良い会場を選定し、申込み、会場使用料の支払い等の手続きを行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議の上、決定すること。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、検討会終了後は速やかに撤去を行うこと。

- ・ 参加者の募集、受付、管理及び問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 検討会の運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ 検討会開催に必要な運営スタッフ（参加者の受付、案内等）を手配し、管理すること。
- ・ 記録用写真を撮影すること。

（３）出張発明クラブの開催

発明クラブの活動をより一層強化するため、クラブ未設立の市町村に対し設立促進や普及啓発を図る。

ア 常滑市での開催

- （ア）日時：令和５年１１月１２日（日）、または１２月１０日（日）のいずれか１日
- （イ）回数：２回（午前、午後それぞれ２時間程度）
- （ウ）場所：常滑市内で県が指定する施設
- （エ）参加人数：各回小学生親子２０組（事前申込）
- （オ）参加費：無料
- （カ）対象者：小学生
- （キ）講師：豊田少年少女発明クラブ指導員 ５名
- （ク）内容：発明クラブの活動体験（工作教室）
- （ケ）その他：県内少年少女発明クラブをPRできるブースを設置する。

イ 東郷町での開催

- （ア）日時：令和５年１１月１９日（日）
- （イ）回数：２回（午前、午後それぞれ２時間程度）
- （ウ）場所：東郷町民会館 実習室（予定）
- （エ）参加人数：各回小学生親子２０組（事前申込）
- （オ）参加費：無料
- （カ）対象者：小学生
- （キ）講師：豊田少年少女発明クラブ指導員 ５名
- （ク）内容：発明クラブの活動体験（工作教室）
- （ケ）その他：県内少年少女発明クラブをPRできるブースを設置する。

ウ あいち少年少女創意くふう展との併催

- （ア）日時：令和５年１１月３日（金）、４日（土）の２日間
- （イ）回数：各日３回×３０分程度
- （ウ）場所：トヨタ産業技術記念館 大ホール（ホワイエ）
- （エ）参加人数：各回小学生１０名
- （オ）参加費：無料

(カ) 対象者：小学生

(キ) 講師：安城市少年少女発明クラブ指導員 5名（11月3日）

西尾市少年少女発明クラブ指導員 5名（11月4日）

(ク) 内容：発明クラブの活動体験（工作教室）

エ 運営等

- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。
- ・ 内容（作品）については、県及び講師を担当する発明クラブと調整のうえ、決定すること。
- ・ 工作に必要な機材及び材料等を講師の発明クラブと調整し、準備すること。
- ・ 委託業務実施期間中、各出張発明クラブを担当する講師担当クラブからの問い合わせ窓口となり、各種調整を行うこと。
- ・ （3）ア及びイの開催市町である常滑市、東郷町と出張発明クラブ開催に向けて必要に応じて調整を行うこと。
- ・ （3）ア及びイについて、当日地元企業が視察を行う予定のため、視察企業の把握及び視察時間の調整を常滑市、東郷町と行うこと。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、イベント終了後は速やかに撤去を行うこと。
- ・ 会場の設営については、参加者の保護者等が見学可能な配置とすること。
- ・ イベント当日は、参加者の受付を行うこと。
- ・ （3）ア（ケ）及びイ（ケ）その他について、県内少年少女発明クラブの活動をPRするブース・展示等を企画・設置すること。
- ・ （3）ウについては、イベント当日、定員に達するまで呼びかけ等により参加者の確保に努めること。
- ・ 運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ イベントに必要な運営スタッフ（参加者の受付、案内等）を手配し、管理すること。
- ・ イベント開催にあたって生じる傷害、損害に備え、保険に加入すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。なお、アンケート項目は県と調整すること。
- ・ 記録用写真を撮影すること。
- ・ 県及び一般社団法人愛知県発明協会、県内発明クラブ事務局、市町村、商工会議所・商工会等と必要に応じ連携し、事業を進めること。

（3）に関する留意点

- ・ 会場の手配等は県が行うため、本委託業務に含まない。なお、会場は県が指定した会場で実施すること。
- ・ （3）ア及びイの事前申込による受付は、開催市町が実施するため、本委託業

務に含まない。

- ・ (3) ア及びイの地元企業の視察については、前日までの調整を本委託業務に含み、当日のアテンドについては県及び発明クラブ等に対応するため、本委託業務には含まない。

(4) 事業全体の運営・管理等

- ・ 本事業を実施するにあたり、県担当者と連絡を密にし、事前に県と十分に協議すること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と調整を行い、合意を得て対応すること。

(5) 成果報告書の作成

指導員向け研修会の開催実績及び新たな競技の実施に向けた企画書、出張発明クラブの開催実績（メディア等への掲載記事の収集等を含む。）、アンケート結果をまとめ報告書を作成する。

5 成果物の提出

(1) 成果物

- ・ 報告書（各種マニュアル等を含む。）3部
（報告書は、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。）
- ・ 報告書等のデータを記録した電子データ（DVD-R）1枚

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに報告書（案）を県に提出し、その内容について県と調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課（愛知県本庁舎2階）

6 その他

- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十

分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

- ・ 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・ 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・ 業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・ 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。